

個 情 第 760 号
産情発 0401 第 16 号
医薬発 0401 第 35 号
老発 0401 第 6 号
令和 8 年 4 月 1 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
の一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、介護保険の被保険者証について、従来の取扱いに準じて、厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するために市町村ごとに定める番号である「保険者番号」及び市町村が被保険者の資格を管理するために被保険者ごとに定める番号である「被保険者番号」を「被保険者番号等」として同法第 201 条の 2 第 1 項に規定することとなりました。

また、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 1 条第 8 号に規定している「介護保険法（平成 9 年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証にその

発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号」は、被保険者番号等に該当するものであったため、今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和８年政令第 68 号）により個人情報の保護に関する法律施行令を改正するとともに、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）の規定を整備し、令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

これに伴い、ガイダンスにつき別添 1 のとおり一部改正し、別添 2 のとおりとするため、改正の趣旨、内容等についてご了知いただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。